被災された中小企業の皆様

中小企業庁

東日本大震災によって特に甚大な被害を受けた事業者の方々が公的金融機関から事業資金を借入れる際、国が利子補給を行い、実質ゼロ金利とします。

以下の条件に該当する方がゼロ金利の対象になります。

1. 東日本大震災復興特別貸付（東日本特貸）

震災の被害を受けた事業者の再建復興を支援するための貸付です（取扱機関：日本政策金融公庫、商工中金）。

【ゼロ金利の対象】

①市町村等が発行する罹災証明を受けた事業者であって、事業所等が全壊又は流失した方。

②原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有していた方。

2. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

震災の直接被害等により一旦廃業した事業者が新たに事業を開始する際にご利用可能な貸付です（取扱機関：日本政策金融公庫）。

【ゼロ金利の対象】

震災の直接被害又は原発事故の影響により、倒産、廃業を余儀なくされた事業者であって、上記①又は②に該当する方。

●利子補給は、借入後3年間、一定の借入限度（※）の範囲で行われます。

（※）日本政策金融公庫（中小事業）、商工中金は1億円、日本政策金融公庫（国民事業）は3，000万円以内の借入に係る利子を補給します。

●事業者の皆様が支払われた利息相当額を年度末に県の財団等が指定口座に振り込みます。

●利子補給を受けるためには、申込書の他、罹災証明等の書類が必要です。詳しくは取扱金融機関にご相談下さい。

■ 日本政策金融公庫

平日　0120-154-505

~~土日祝日　0120-327-790（中小企業事業）~~

~~土日祝日　0120-220-353（国民生活事業）~~

※受付時間、平日9:00～19:00、~~土日祝日9:00～17:00~~

■ 商工組合中央金庫

各営業店の代表電話

（http://www.shokochukin.co.jp）

または　0120-079-366

東日本大震災復興特別貸付の概要（抜粋）

東日本大震災復興特別貸付のうち、以下の条件に該当する方がゼロ金利の対象となります。

①市町村等が発行する罹災証明を受けた事業者であって、事業所等が全壊又は流失した方。

②原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有していた方。

対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等（注1）内の中小企業者	a) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円 b) 貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） c) 据置期間 最大5年	金利引下げ措置 ・基準利率（注2）から▲0.5%。 ・ただし貸出後3年間・1億円（国民事業は3,000万円）までは、基準利率から▲1.4%。

注1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2：平成23年8月10日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.65%、国民事業は、2.15%。
（貸付期間が長くなれば金利も上がります。なお、基準利率は毎月1回改定。）

注3：商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小事業と同様の内容で実施。

再挑戦支援資金の概要

再挑戦支援資金のうち、震災の直接被害又は原発事故の影響により、倒産、廃業を余儀なくされた事業者であって、上記①又は②に該当する方がゼロ金利の対象となります。

対象者	以下の全ての条件を満たし、かつ、新たに開業するもの又は開業後概ね5年以内のもの (1)廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること。 (2)廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること。 (3)廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること。
貸付限度額	7億2，000万円（中小事業）、2，000万円（国民事業） 廃業の理由が震災による直接被害又は原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有していたことによる場合は、別枠（中小事業は3億円、国民事業は6，000万円）
適用金利	基準利率 別枠部分については、基準利率から▲0.5%。 ・ただし貸出後3年間・1億円（国民事業は3,000万円）までは、基準利率から▲1.4%。
貸付期間	設備資金15年以内、運転資金7年以内、据置期間3年以内（中小、国民両事業） 別枠部分は、設備資金20年以内、運転資金15年以内、据置期間5年以内 ※国民事業は8，000万円に適用
担保・保証人	原則として徴求するものとする。 別枠部分は、担保不要、保証人不要（国民事業は第三者保証人不要）時の上乗せ金利を免除。 ※国民事業は8，000万円に適用

（注）赤字は23年度2次補正予算により、拡充した部分です。

受付開始日：平成23年8月22日